

宇佐市人権施策基本計画 〔改訂版〕

宇 佐 市

2018年（平成30年）4月

目 次

第1章 基本計画策定の背景と基本的考え方	
1 策定の背景	3
(1) 国際的な潮流	
(2) 国の取組み	
(3) 大分県の取組み	
(4) 宇佐市の取組み	
2 本市の基本的考え方	6
(1) 目的	
(2) 基本理念	
(3) 基本方針	
第2章 分野別人権施策の推進	
1 部落差別（同和）の問題	7
(1) 現状と課題	
(2) 推進方針	
2 女性の人権問題	9
(1) 現状と課題	
(2) 推進方針	
3 子どもの人権問題	11
(1) 現状と課題	
(2) 推進方針	
4 高齢者の人権問題	12
(1) 現状と課題	
(2) 推進方針	
5 障がい者の人権問題	14
(1) 現状と課題	
(2) 推進方針	
6 外国人の人権問題	16
(1) 現状と課題	
(2) 推進方針	
7 医療をめぐる人権問題	17
(1) 現状と課題	
(2) 推進方針	

8	様々な人権問題	18
	(1) プライバシーをめぐる人権問題	
	(2) 犯罪被害者やその家族の人権問題	
	(3) インターネットによる人権侵害	
	(4) 性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）の人権問題	
	(5) その他の人権問題	
第3章 基本計画の推進		
1	あらゆる場における教育・啓発	23
	(1) 就学前や学校における教育・啓発	
	(2) 地域社会や家庭における教育・啓発	
	(3) 企業における教育・啓発	
	(4) 特定職業従事者に対する教育・啓発	
2	人材の養成と推進環境の整備	25
3	関係機関・団体等との連携及び市民との協働	25
4	相談・支援・人権擁護の推進	26
第4章 計画の推進にあたって		
1	推進体制	27
2	基本計画の見直し	27
資料編		
1	宇佐市人権施策推進本部設置要綱	28
2	用語解説	30

第1章 基本計画策定の背景と基本的考え方

1 策定の背景

(1) 国際的な潮流

20世紀、人類の起こした大きな過ち(二度にわたる世界大戦)の反省の上に立って、不戦の誓いを国際連合の結成に託しました。この国際連合は、1948年(昭和23年)の第3回総会において「*1世界人権宣言」を採択し、「基本的人権の承認は、世界平和の基礎であり、理性と良心によって支えられる」ことを明らかにし、これを具現化するために人権に関する諸条約や国際年を制定し、その定着化に努めてきました。

近年の状況を見ると、東西対立の解消による東欧圏の民主化など、世界は大きく変革し続けており、人権尊重の意識も高まってきています。しかし、民族紛争や宗教対立などにより、平和・人権・民主主義を脅かす様々な問題が多発し、世界各地で多くの犠牲者を出し続けています。

一方、1993年(平成5年)のウィーン世界人権会議では、「人権が国際社会の指導原理であること」や「人権意識の徹底・人権教育が不可欠であること」が確認されました。

このような中、国際連合は世界平和と秩序のキーワードは「人権」であるとして、1994年(平成6年)の第49回総会において、1995年(平成7年)から2004年(平成16年)までを「*2人権教育のための国連10年」とする決議を採択し、さらに具体的なプログラムとして「人権教育のための国連10年行動計画」を採択しました。

また、2004年(平成16年)の第59回総会では、「人権教育のための国連10年」の後継の取組みとして「人権教育のための世界プログラム(2005年～2007年)」を採択し、初等中等教育に重点を置いて人権教育を進めることとしています。

そして2006年(平成18年)3月には、それまでの人権委員会を格上げした人権理事會を設立して、人権侵害に関する取組みや勧告を行うとともに、人権の緊急事態に対処し、人権侵害の防止、人権順守を監視、加盟国の人権に関する義務が果たせるように支援を行うこととされました。

さらに同年12月には、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする「*3障害者の権利に関する条約」が、2011年(平成23年)3月には、「*4人権教育及び研修に関する国連宣言」が国連総会にて採択されました。

(2) 国の取組み

わが国では、1947年(昭和22年)に「基本的人権の尊重」を基本原則とする*5日本国憲法が施行されました。

しかし、わが国固有の人権問題である部落差別(同和)の問題は、現憲法下でも根強い差別の実態が依然として残っています。

1965年(昭和40年)の「*6同和对策審議会答申」を受けて、「この問題の解決は、

国の責務であり、国民的な課題である」との認識の下に、1969年（昭和44年）に、「*7 同和対策事業特別措置法」が施行され、その後も様々な取組みが行われ、差別の結果としての実態的差別、すなわち、生活環境などの面で存在していた格差は大きく改善されました。しかしながら、結婚差別を中心とした心理的差別は、依然として根強く存在し続けています。

国は、「人権教育のための国連10年」の決議を受けて、「1995年（平成7年）12月に閣議決定により内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年」推進本部を設置し、1997年（平成9年）に国内行動計画を策定しました。

また、1996年（平成8年）に「*8 人権擁護施策推進法」、2000年（平成12年）に「*9 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定し、人権教育及び人権啓発についての理念と、国、地方自治体及び個人の責務などを明記するとともに、この法律の第7条に基づき、「人権教育・啓発に関する基本計画」を2002年（平成14年）3月に策定しました。

その他にも、2000年（平成12年）に「*10 児童の虐待防止等に関する法律」、2001年（平成13年）に「*11 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」、2005年（平成17年）に「*12 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」、*13 犯罪被害者等基本法」、2008年（平成20年）に「*14 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」、2013年（平成25年）に「*15 生活困窮者自立支援法」、*16 いじめ防止対策推進法」、*17 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、2015年（平成27年）に「*18 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、2016年（平成28年）に「*19 ヘイトスピーチ解消法」、*20 部落差別の解消の推進に関する法律」などの法整備が行われました。

（3）大分県の取組み

大分県では、1998年（平成10年）に「人権教育のための国連10年大分県行動計画」を策定し、さらに「人権教育のための国連10年」の基本的考え方の趣旨を踏まえ、2005年（平成17年）に人権施策を総合的かつ効果的に推進するための指針として、新たに「大分県人権施策基本計画」を策定しました。

また、この基本計画に基づき、2008年（平成20年）12月に「*21 大分県人権尊重社会づくり推進条例」を策定し、2010年（平成22年）には条例に基づき、「大分県人権尊重施策基本方針」及び「大分県人権尊重施策基本方針実施計画」を策定しました。

その後、2013年（平成25年）7月に実施した「人権に関する県民意識調査」の結果を踏まえ、2015年（平成27年）4月に基本方針を改定（「大分県人権尊重施策基本方針（改定版）」）し、2016年（平成28年）4月に「*22 障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」を施行しました。

（4）宇佐市の取組み

本市では、宇佐市総合計画において、すべての人が自らの尊厳について認識し、多

様な価値観と生き方を認め合う人権尊重社会の実現に向けて、宇佐市人権施策基本計画及び実施計画に基づき、すべての市民の人権擁護思想を醸成するため、啓発・学習活動の充実や社会的環境の改善に取り組むとしています。

これまで本市では、1996年（平成8年）2月に「*23宇佐市における部落差別等を撤廃し人権を擁護する条例」を制定し、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃のための市・市民の責務を定め、教育・啓発に関する必要な施策の推進に努めるなど、平和な明るい地域社会の実現に向け取り組んできました。

1998年（平成10年）には、「宇佐市人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、1999年（平成11年）に「人権教育のための国連10年宇佐市行動計画（以下「行動計画」という）」を策定しました。

この行動計画では、「共生社会」の実現を基本理念に、人権という普遍的文化を本市において構築することを目標とし、市民が主体的に人権尊重に取り組めるよう人権に関する学習機会の提供、指導者の育成、学校教育、社会教育、企業等における研修など、あらゆる場を通して人権教育を生涯学習として位置づけ推進してきました。

また、部落差別をはじめとするあらゆる人権に係る問題について、それぞれの固有の問題点とともに、法の下での平等、基本的人権の尊重という普遍的な視点からも教育・啓発に取り組んできました。

さらに、一層の人権意識の高揚のために行動計画の実践の中で積み上げられた成果・評価を踏まえ、もう一步踏み込んで人権施策を総合的かつ効果的に推進するための指針となる「宇佐市人権施策基本計画」を2006年（平成18年）4月に策定しました。そして、この基本計画をより具体的に推進するために「宇佐市人権施策実施計画」を策定し、基本計画において示した8つの分野別施策に基づき、「共生社会の実現」と「人権文化の構築」による人権尊重社会を実現するために取り組んできました。

しかし、今なお多くの人権問題が依然として未解決のまま存在し、また、国際化、高齢化、少子化、情報化などの社会情勢に伴い、新たな人権に関する課題も生じてきました。とりわけ、国の取組みでもふれましたが、「いじめ防止対策推進法」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別の解消の推進に関する法律」などの法整備が行われてきています。

このように、部落差別をはじめとするあらゆる差別・人権問題に対する人権教育・啓発の必要性・重要性が高まる中で、2006年（平成18年）4月に策定した「宇佐市人権施策基本計画」は、策定から11年が経過し、社会情勢の変化とともに、人権問題が複雑・多様化していることから、計画の見直しを行い改訂後の本計画に基づき、本市の人権教育・啓発の推進を図ることとします。

2 本市の基本的考え方

(1) 目的

この基本計画は、人権尊重社会の実現に向けた本市の基本的考え方、各分野の現状と課題、それに対する具体的な取組みなどを明らかにし、本市における人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく指針となるものです。

また、2000年（平成12年）に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、人権教育・啓発施策の策定及び実施についての地方公共団体の責務が規定されたことに伴い、これまでの「行動計画」や「宇佐市人権施策基本計画」を基調とし、さらに内容を充実させ新たに策定したものです。

(2) 基本理念

すべての人々の人権が尊重される社会の実現は、「人権という普遍的文化の創造」をめざすという人類共通の願いです。

しかし近年、社会の国際化や少子高齢化、情報化、価値観の多様化などにより、様々な社会問題が発生し、新たな人権課題が提起されています。

この計画では、社会制度や慣習に起因する差別の解消に向けて、市民の理解を深めるため、差別の解消に取り組む社会の確立をめざすとともに、すべての人が自らの尊厳について認識し、多様な価値観と生き方を認め合う「共生社会」の実現を基本理念とします。

(3) 基本方針

この基本計画に基づき、「人権尊重社会の実現」をめざして、啓発活動や教育対策及び人権擁護に必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で市民の人権意識の高揚に努め、「差別をしない、差別を許さない」世論の形成や人権尊重の社会的環境の醸成に努めます。

また、市民と行政が一体となり自主性を尊重する中で、学校、地域、家庭、職域などあらゆる場における人権教育・啓発を推進するとともに、人権に関する個別の重要課題の解決に向け積極的に取り組みます。

第2章 分野別人権施策の推進

1 部落差別（同和）の問題

（1）現状と課題

1965年（昭和40年）の同和対策審議会答申の中で、「同和問題の解決は国の責務であり、同時に国民的課題である」と述べられて以来52年が過ぎました。この間、1969年（昭和44年）7月10日に同和対策事業特別措置法が制定され、2002年（平成14年）3月31日に「*24 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が期限切れを迎えるまで、33年間にわたって「特別措置法」が施行されてきました。

本市においても、同和問題は基本的人権にかかわる重大な社会問題であり、その解決は市政の重要課題であるとして、これまで各種対策事業や人権教育・啓発活動など、各種施策を積極的に推進してきました。

その結果、住環境面の改善を中心に、部落差別の実態は一定程度改善されました。しなしながら、部落差別は解消されたわけではなく、依然として深刻な差別の実態が残っています。結婚や就職をめぐる差別事件は根絶されていませんし、差別落書きや投書、インターネット上の差別書き込みは年々悪質化しています。引き続き、なお一層、人権教育・啓発活動の中身を充実させ、市民の人権意識の高揚に努めなければなりません。

また、同和対策審議会答申は、「部落差別が現存する限りこの行政は積極的に推進されなければならない」と指摘していますし、*25 地域改善対策協議会の意見具申でも、「特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決をめざす取り組みの放棄を意味するものでないことは言うまでもない。一般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる」と指摘しています。

この趣旨を踏まえ、本市でも、1996年（平成8年）に制定した「宇佐市における部落差別等を撤廃し人権を擁護する条例」を基調とし、「同和問題を人権問題という本質から捉え、人権・同和問題の解決の視点に立ち、差別のない、人が人として尊重される社会を実現する」とする宇佐市部落差別撤廃・人権擁護に関する審議会の答申の趣旨を尊重し、課題として残されている人権を擁護するための就労対策や産業の振興など、人権教育・啓発に関する必要な諸政策を定めて推進してきました。

一方、2016年（平成28年）12月9日、「部落差別の解消の推進に関する法律」（「部落差別解消推進法」）が参議院本会議において可決・成立し、同月16日に公布・施行されました。

この「部落差別解消推進法」成立の背景として、①部落解放運動やそれと連帯する広範な国民・市民運動の存在、②インターネット上における差別扇動や部落所在地の

暴露、「全国部落調査」復刻版出版事件、プライム事件、差別投書事件など、確信犯的で悪質な差別事件に対する世論、③人種差別撤廃委員会をはじめとした国際人権機関からの指摘、④障害者差別解消法やヘイトスピーチ解消法などの差別に対する法的整備や社会動向の反映が考えられます。

以上のことを踏まえ、「部落差別のない社会を実現する」ために、改めてそれを具現化するために次のように方針を定め取り組みます。

(2) 推進方針

① 部落差別解消推進法について

「部落差別解消推進法」には、第1条で「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現する」と謳っています。

具体的な施策として、①相談体制の充実、②教育及び啓発の推進、③部落差別の実態に係る調査の実施を挙げています。

以上のことを踏まえ、部落差別の解消に向けて、広く市民に対し部落差別問題に関する教育及び啓発を積極的・継続的に推進し、法の周知、人権意識の普及、高揚を図るとともに、指導者の育成を図り、関係機関との緊密な連携の下に相談体制の充実、実態調査など部落差別の解消に努めます。

② 人権意識の普及、高揚について

広く市民に対し人権教育及び人権啓発を推進し、人権意識の普及、高揚を図るとともに、それらに関わる人材の育成を図り、関係機関との緊密な連携の下に人権相談等を実施して人権擁護の推進に努めます。

また啓発活動については、部落差別（同和）の問題を人権問題の重要な柱として捉え、より効果的、積極的に取り組みます。

③ 教育の充実について

あらゆる差別をなくすため、各種講座、講演会等を開催するとともに、これまで培ってきた同和教育の成果を踏まえ、あらゆる人権侵害の現状を的確に捉えながら、人権尊重の理念を正しく理解し、様々な人権問題に関する差別意識の解消をめざし行動できるよう、総合的な教育の推進に努めます。

学校教育では、「基礎学力の向上」と「心の教育の充実」を柱に、全教育活動を通じて、発達段階に応じた指導の充実を図ることで、差別や不合理を見抜く科学的、合理的な思考力や、それを許さず解決しようとする実践的な行動ができるように育みます。

社会教育では、生涯にわたって人権に関する多様な学習機会を提供するとともに、

部落差別を解消するための学習に取り組んでいきます。

④ 経済生活の安定

生活相談、就労の促進、産業の振興など、関係機関と連携を取りながら推進に努めます。

⑤ 社会福祉の増進

福祉行政における諸制度の適正な活用及び指導に努め、社会福祉の向上の推進を図ります。

⑥ エセ同和行為の排除

エセ同和行為は部落差別（同和）の問題を口実とする不当な要求や行為であり、部落差別解消に向けて真摯に取り組んできた多くの関係者の努力の成果を損ねるだけでなく、部落差別の解消に努めていくうえで、著しく妨害する悪質な行為として、関係行政機関、企業・団体等と密接に連携して啓発・排除に努めます。

⑦ 相談・支援・人権擁護の充実

国、県、民間団体との緊密な連携の中で、相談・支援体制の充実に向けて推進に努めます。

2 女性の人権問題

(1) 現状と課題

国際連合は、性による差別の撤廃に世界的規模で取り組むため、1975年（昭和50年）を「国際婦人年」と決議し、メキシコシティで初めての世界女性会議を開催して、1975年からの10年を「国連婦人の10年」と決めました。以降、国連による女性の地位向上の世界的潮流が作られてきました。1979年（昭和54年）の「*26 女子差別撤廃条約」、1985年（昭和60年）の「*27 ナイロビ将来戦略」、1993年（平成5年）には女性の権利は人権であると示した「*28 ウィーン宣言」、1994年（平成6年）に「*29 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の理念を打ち出したカイロ会議の行動計画、1995年（平成7年）には21世紀に向けた女性の地位向上の指針となる「*30 北京宣言・行動要領」が採択されました。

わが国では、「国際婦人年」を受けて総理府に「婦人問題企画推進本部」を設置し、1977年（昭和52年）には、「*31 国内行動計画」を策定して、女性の地位向上に向けた本格的な取り組みが始まりました。1985年（昭和60年）には、「国籍法」の一部改正や「*32 男女雇用機会均等法」を公布するなど国内制度を整備し、「女性差別撤廃条約」を批准しました。1996年（平成8年）には、男女共同参画社会の形成を促進する新たな行動計画である「*33 男女共同参画2000年プラン」が策定されました。法整備では、1997年（平成9年）に男女雇用機会均等法が改正され、雇用・就業における男女間の差別の禁止やセクシュアル・ハラスメント防止のための事業主の配慮義務の規定が追加されました。1999年（平成11年）には、「*34 男女共同参画社会基本法」が施行さ

れ、男女共同参画社会の形成が促進されています。また、女性に対する暴力が急増していることから、2000年（平成12年）に「*35 ストーカー行為等の規制等に関する法律」、2001年（平成13年）には、「*36 DV防止法」が施行されました。

本市では、男女共同参画社会の実現を図るため、2002年（平成14年）に「宇佐市男女共同参画プラン」、2013年（平成25年）に「第2次宇佐市男女共同参画プラン」、加えて2017年（平成29年）には「宇佐市DV対策基本計画」を策定し、性別にかかわらず、男女がお互いの人権を尊重し、喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会の実現をめざして各種取組みを積極的に進めてきました。

しかしながら、固定的な性別役割分担意識や男女間の賃金格差など性別に起因する差別が依然として解消されていません。また、セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどの女性に対する暴力が社会問題となっています。

女性に対する暴力の根底には、女性蔑視や所有意識、固定的な性別役割分担意識などの男性優位の社会構造や女性の人権の軽視があります。女性の人権尊重のための啓発や教育を充実し、女性に対する暴力のない、女性が安心して生活できる環境を早急に整える必要があります。また、就業待遇や男女間の不合理な賃金格差の是正、政策・方針の決定の場への女性の積極的な参画などの取り組みが必要です。さらに、自らの性に関する女性の自己決定の尊重をはじめ、男女各々の人権が尊重される意識の醸成に取り組む必要があります。

（2）推進方針

① 男女共同参画社会の実現をめざして

家庭、学校、職場、地域などに今なお残る女性に対する偏見や固定的な性別役割分担意識の払拭を図り、男女平等意識と女性への人権尊重意識の醸成に向けた教育・啓発に努めます。

② あらゆる分野への男女共同参画をめざして

審議会等の女性参画や公的役職の女性登用を促進することなどで、政策方針決定の場等あらゆる分野への女性の参画の推進に取り組みます。

③ 男女が共に働きやすい環境づくり

職場や家庭の中で、男女が共に働いていける環境づくりの充実、「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」の推進に努めます。

④ 相談窓口の充実

女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなどの根絶に向け、関係機関や関係団体等と連携しながら、相談体制の充実に努めます。

3 子どもの人権問題

(1) 現状と課題

1989年（平成元年）に国連で採択された「*37 子どもの権利条約」は、子どもを単に保護の対象として見るのではなく、子どもは権利の主体でありその権利を行使する主体であると位置づけ、思想・良心の自由や表現の自由など多くの権利を子どもに保障しています。

わが国では、1951年（昭和26年）に制定された*38 児童憲章で「児童は、人として尊ばれる」、「児童は、社会の一員として重んぜられる」、「児童は、よい環境の中で育てられる」として、実質的に子どもの権利を宣言するものとなりました。*39 児童福祉法は、「子どもを健やかに育成する」義務を大人に課しました。また、*40 教育基本法は、「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期する」ことを教育の目的として掲げています。1994年（平成6年）に日本国政府は「子どもの権利条約」を批准し、1999年（平成11年）に制定された「*41 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（児童ポルノ禁止法）」では、児童に対する性的搾取や性的虐待が児童権利を著しく侵害するものであることを、また、2000年（平成12年）に制定された児童虐待防止法は、児童虐待が児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えることを明らかにして、子どもの権利擁護が明記されました。

2004年（平成16年）には、「*42 武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する選択議定書」を、2005年（平成17年）には、「*43 児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」を批准し、「子どもの権利条約」と併せて両選択議定書の履行に取り組んでいます。また、2003年（平成15年）には、インターネット利用に起因した児童買春、その他の犯罪から児童を保護し児童の健全な育成に資するため、「*44 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」が制定されました。

また国の調査によると、わが国の子どもの貧困の状況が先進国の中でも厳しいことや、生活保護世帯の子どもの高校等進学率も全体と比較して低い水準になっていることなどから、こうしたことを背景に、2013年（平成25年）に「*45 子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、2014年（平成26年）に施行されました。

近年、核家族化や都市化の進行、ひとり親家庭の増加、地域社会の連帯感の稀薄化を背景に、家族や地域の子育て機能や教育力が低下するなど、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。いじめや不登校の問題、ひきこもり、児童虐待事件などが大きな社会問題となっています。

これらは、現代社会が抱える課題であり、他人に対する思いやりやいたわりの欠如、相手の立場に立つといった人権感覚の欠如や弱さ、子育てに対する不安が要因として考えられます。加えて、コミュニティが希薄化する中、子育ての悩みを抱え込む親をどう支えるかということも大きな問題です。

(2) 推進方針

① 子育て支援の推進

子ども・子育て支援事業計画に基づき、保健事業や支援体制、保育サービス、健全育成、虐待防止対策の充実に努めます。また、ひとり親家庭の自立を促進するなど、安心して子どもを産み、ゆとりを持って子育てできる環境整備に努めます。

② 子どもの人権を尊重する教育・啓発の推進

学校教育では、「児童の権利に関する条約」の趣旨や内容について、計画的・総合的に学習を進めるとともに、一人ひとりの能力・適正に応じた指導の充実に努めます。また、ボランティア活動や地域社会との交流を含め社会体験・自然体験等を通して、人権感覚の醸成や豊かな心の育成に努めます。

いじめ・不登校、虐待等に関する問題は、子どもの人権に係る重大な問題であり、児童生徒と教職員との信頼関係を基調とした指導を強化するとともに、相談・啓発・援助活動の充実に努めます。そのために、教職員の資質と指導力の向上に向けた研修の充実に努めます。

また社会教育では、子どもの人権の重要性について正しい認識と理解を深めるため、公民館などにおける各種学級・講座等の学習内容の充実に努めます。特に、親に対する家庭教育についての学習機会や情報の提供、子育てに関する相談体制の整備など、家庭教育を支援する取組みの充実に努めます。

③ 相談窓口・支援の充実

虐待の発生予防や早期発見・早期対応、アフターケアの充実に努めます。

また、非行や不登校、ひきこもり等、社会への適応に困難を抱える青少年やその保護者等に対する支援体制を充実します。

4 高齢者の人権問題

(1) 現状と課題

国際社会では、1982年（昭和57年）にウィーンで開催された高齢者問題世界会議で、各国の高齢者政策の指針となる「高齢者問題国際行動計画」が採択されました。1991年（平成3年）の国連総会では、「*46 高齢者のための国連5原則」が採決され、1999年（平成11年）を「国際高齢者年」とする決議が採択されました。

わが国では、1986年（昭和61年）に「*47 長寿社会対策大綱」が定められ、1995年（平成7年）に「*48 高齢社会対策大綱」が定められ、政府の高齢社会対策の中長期にわたる基本的・総合的な指針となりました。さらに、いわゆる団塊の世代が高齢期を迎えて本格的な高齢社会に移行することから、2001年（平成13年）には新しい「高齢社会対策大綱」が閣議決定されました。

高齢者の保健福祉分野では、1989年（平成元年）に「*49 高齢者保健福祉推進10か年戦略（ゴールドプラン）」を策定し、公共サービスの10年間の基盤整備目標を設定

しました。このプランは、1999年（平成11年）の「*50 ゴールドプラン 21」へと継承されています。2000年（平成12年）4月からは*51 介護保険法が施行され、介護支援制度が行政の措置から利用者の契約に基づく保険制度に転換しました。

また近年、高齢化が急速に進展する中で、家庭内での暴力や介護放棄などによる高齢者虐待が深刻な状況にあることから、2006年（平成18年）4月に「高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の高齢者虐待の防止に資する支援措置が講じられました。

本市においても高齢化率（65歳以上の人口に占める割合）は年々上昇し、平成28年10月1日現在で34.7%となっており、全国26.7%、大分県31.2%を上回っています。

そのような中、本市では、介護保険事業計画・高齢者福祉計画に基づき、総合事業への移行に伴う基盤整備や、介護予防・認知症予防教室の開催、老人クラブ活動の支援、緊急通報装置の設置、関係機関や関係団体、地域住民等が連携した高齢者安心ネットワークの構築等に努めてきました。

しかし、今後も引き続き高齢者人口は増加することから、高齢者が生きがいを持ち、健康で安全安心に暮らせる社会、高齢者の人権が尊重される社会の実現をめざして、次のような取組みを推進します。

（2）推進方針

① 福祉教育の推進

「宇佐市介護保険事業計画高齢者福祉計画」に基づき、介護サービス基盤の整備、認知症、高齢者の支援対策、元気高齢者づくり、地域生活支援体制の整備に努めます。

健康で生きがいを持ち、明るく活力ある高齢社会をつくるためには、各世代、各層の調和のとれた協力と努力が必要です。そのために、高齢者とのふれあいなど、世代間交流を通じて福祉教育を推進し、福祉への理解と関心を高める取組みを進めていきます。

② 社会教育の充実

高齢者の持つ優れた経験を生かすことのできる活動の場を設定し、積極的に社会参加を図り、生きがいづくりを促進し、多様な学習機会の提供と支援体制の確立を図ります。

③ 保健・医療・福祉サービスの整備

市民の健康づくりの総合的推進などを目的に策定された「宇佐市健康増進計画」に基づき、壮年期の死亡の減少・健康寿命の延伸等に取り組むとともに、保健・医療・福祉の連携のとれた総合的な施策の展開を図ります。

④ 高齢者にやさしいまちづくり

安全で快適な生活環境づくりのため、高齢者に配慮した住宅改修などの安全対策

を進め、高齢者の健康づくりの事業や介護予防事業を積極的に推進します。

⑤ 相談窓口の充実

市内の各地域包括支援センターをはじめ関係機関・関係団体と連携して相談機能の一層の充実・強化を図ります。

5 障がい者の人権問題

(1) 現状と課題

国際社会では、1975年（昭和50年）の国連総会で採択された「障害者の権利に関する宣言」が、障がい者の権利発展の大きな基礎となりました。1981年（昭和56年）の「国際障害者年」とそれに続く「国連障害者の10年」では、障がいを「個人の属性」ではなく「社会との関係」であるとして、障がい者が地域で共に生活することをめざす「*52 ノーマライゼーション」の理念が広まる一方で、障がいの除去（バリアフリー）が新たな課題として提起されました。2006年（平成18年）に「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が採択されました。

わが国では、国際社会の動向を受けて、1993年（平成5年）に、障がい者の自立の促進と社会や経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加の促進を目的とする「*53 障害者基本法」が制定されました。その後も、1994年（平成6年）に「*54 高齢者、身体障害者が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」、2000年（平成12年）に「*55 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が制定されるなど、障がい者や高齢者が市民として共に参加・利用できるまちづくりが取り組まれています。2002年（平成14年）には、新しい「障害者基本計画」が策定されました。2004年（平成16年）には、発達障がい者の早期発見と早期支援のための「*56 発達障害者支援法」が制定されました。ハートビル法と交通バリアフリー法は、従来の駅、空港等の旅客施設から不特定多数利用の建物に適用範囲を拡大し、2006年（平成18年）には、「*57 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」となりました。また、2006年（平成18年）には、「*58 障害者自立支援法」が施行されましたが、当事者や福祉事業従事者を構成員とした「障がい者制度改革推進会議」が2009年（平成21年）に設置され、障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備をはじめとするわが国の障がい者福祉制度の見直しが行われました。国連の障害者権利条約の制定を受け、国内法の整備のため、2011年（平成23年）「障害者基本法」の改正、2012年（平成24年）「*59 障害者総合支援法」の改正、2013年（平成25年）「障害者差別解消法」の成立を経て、2014年（平成26年）に障害者権利条約を批准しました。

本市においては、障がいのある人の「地域での暮らし」を支えるために、新たな社会資源の研究・開発について、「宇佐市自立支援協議会」及びその下部組織である「療育・教育支援部会」、「就労支援部会」、「地域生活支援部会」、「相談支援部会」で協議・

取組みを行ってきました。

その成果として、グループホームの増設、働く場（就労事業所）の増設、グループ型移動支援事業「かけはし号」の運行開始、障がい児の夏休み日中一時支援事業「すきっぷ」の開始、障がいのある人もない人も共に楽しむ余暇教室の開催などが実現できました。

一方、課題として、障がいを持つ人の乳児期から高齢期に至るまでライフスタイルに応じた支援体制の確立、障害者差別解消法施行に伴う障がいについてのさらなる啓発を行うとともに、社会的障壁の除去のための配慮や工夫を行い、障がいがあっても「当たり前」に地域で暮らすことの実現をめざして、次のような取組みを推進します。

(2) 推進方針

① 障がい者の人権の正しい理解と認識の促進

「医学（個人）モデル」から「社会モデル」への障がい者問題理解の転換を広く啓発し、障がい者に対する偏見や差別を解消し、支え合いながら共に生きる社会を実現するため、あらゆる機会を利用した教育・啓発を推進します。

学校においては、子ども一人ひとりの障がいの状態等に応じ、合理的配慮の観点に沿った指導を行うなど、特別支援教育の充実に努めるとともに、学校内や地域における障がい者との交流の充実、保護者に対する啓発活動の推進など、障がい者に対する理解や福祉の問題等に関する理解を深めるための教育・啓発を推進します。

また、社会教育においては、広く市民が障がいに対しての正しい理解と認識を深めるため、社会教育機関及び団体等への福祉・人権教育及び啓発の推進を図ります。

② 障がい者の主体性と権利の擁護

「合理的配慮の欠如は差別である」との理解を踏まえ、日常生活における金銭管理や福祉サービスの利用の援助など、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、障がい者のサービス利用者としての権利を守るために、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の利用促進を図るとともに、関係機関と連携して広報・普及に努めます。

また、不当な差別や人権侵害の起こることの内容、苦情処理体制の整備等相談体制の充実に努めるとともに、相談員や関係職員等に対する研修の充実に努め、市民に対して障がいや障がい者への理解促進と人権意識の向上・啓発に努めます。

③ 障がい者の社会参加の促進

ノーマライゼーションの理念である障がい者の自立と社会参加をさらに促進するため、あらゆる機会、媒体を利用しての啓発活動を推進します。

また、スポーツ、文化、芸術活動等への参加機会を促進し支援するとともに、障がい者自身の自立意識の促進を図ります。

さらに、障がい者が安心して自立した生活が営め、社会参加ができるよう各種施設等の*60ユニバーサルデザインの促進へ向けての意識啓発を推進します。

6 外国人の人権問題

(1) 現状と課題

人やモノの動き、経済活動などあらゆる分野で国際化が進む中、わが国に在留する外国人の数は、2017年（平成29年）6月末現在で、247万1,458人と、前年末と比べ、8万8,636人増となり、過去最高となりました。また、訪日外国人観光客数も過去最高になるなど、国内においても外国人と接する機会が多くなっています。

このような中、本市においても、国際感覚を持ち、広い視野に立って考え活躍できるグローバル人材の育成や、あらゆる国籍の市民がそれぞれの持てる力を最大限に発揮できる人権尊重を基調とした多文化共生によるまちづくりなどが求められており、グローバル化に対応するため、各種市民交流団の派遣やホームステイ交流等の充実に努めています。

一方で近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが社会問題化しています。一人ひとりの人権が尊重され、豊かで安心できる成熟した社会の実現をめざす上で、こうした言動は許されるものではありません。このようなことから国においても、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が2016年（平成28年）6月に施行されました。

今後もグローバル化に対応できるまちづくりを推進するためには、外国人の人権問題について正しい認識を持ち、より相互理解を深めていくことが大切となっています。

本市は、外国人の人権について、啓発活動や教育に取り組み、外国籍市民に対して差別意識を持たず、共に快適に暮らすことのできる「共生・協働社会」の実現に向け、多文化を学ぶ機会や国際交流の充実に努め、次のような取組みを推進します。

(2) 推進方針

① 多彩な国際交流・国際協力によるまち・ひとの元気の創出

外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ文化や多様性を受容し、正しく認識、かつ尊重するグローバル化時代にふさわしい人権意識を育成することをめざした教育・啓発を図ります。

学校教育においては、全教育活動を通じて、多彩な習慣・文化・様々な国籍を持つ人々を理解・尊重する姿勢を育成し、共生社会実現に向けた教育の充実に努めます。

また、社会教育においても、様々な機会を通じて国際理解教育を推進するとともに、世界各国の歴史や多様な文化を理解するための啓発や学習機会の提供・充実に努めます。

さらに、留学生や就労者・企業研修生をはじめとする外国籍を有する市民と地域住民との国際交流の促進に努め、まちの活性化を図ります。

② 外国籍を有する市民も暮らしやすいまちづくり

人権教育・啓発と国際理解教育の推進等により、市民の多文化共生に関する理解を深めるとともに、市民間の交流機会の拡大を図り、外国籍を有する市民もふるさとと思えるまちづくりをめざします。

7 医療をめぐる人権問題

(1) 現状と課題

医療技術の進歩や医療体制の整備及び医療費助成制度や療養生活支援、患者等の人権擁護に関する法律の整備で、感染症や難病、精神疾患等の患者・家族に対する社会の偏見や不合理な取扱いは徐々に改善されてきています。しかし、正しい知識や理解の不足から、未だに社会生活の様々な場面で人権問題が発生しています。

特に感染症に関しては、「感染する」という特性の故に、ややもすると患者・感染者の排除につながりかねない側面を有しています。「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の前文に記されているように、感染症対策は、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、患者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ的確に対応することによりなされなければなりません。

HIV 感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患であり、HIV によって引き起こされる免疫不全症候群のことを特にエイズ（AIDS）と呼んでいます。HIV 感染症は、その感染経路が特定される上、感染力もそれほど強いものではなく、正しい知識に基づいた通常の日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はなく、また、新しい治療法の開発等によって早期に治療を開始する等、適切な対応を取ればエイズの発症を抑え、それまでと変わらない生活ができることも可能になりました。

しかしながら、正しい知識や理解の不足から、これまで多くの偏見や差別を生み、医療現場における診療拒否や無断検診、就職拒否や職場解雇、アパートへの入居拒否など、社会生活の様々な場面で人権問題が生じてきました。

HIV 感染症・エイズについての知識がある程度普及した現在においても、依然として自分には無関係な一部の人の病気という意識が根強く残っており、予防行動が適切になされないために感染者の増加を招いたり、感染者に対する差別や偏見につながったりする状況がみられます。

一方、ハンセン病は、らい菌による感染症ですが、らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、例え発病した場合でも現在では治療方法が確立しており、遺伝病でないことも判明しています。しかし、従来わが国においては、ハンセン病は特殊な病気として扱われ、1907年（明治40年）法律第11号「*⁶¹癩予防ニ関スル件」から1996年（平成8年）に「*⁶²らい予防法」が廃止されるまで、患者に対して施設入所を強制する隔離政策がとられてきました。その後、2001年（平成13年）の熊本地裁「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」判決によって、国によって行われてきたこ

これらのハンセン病に対する認識、政策の誤りが明白となりました。しかし、療養所入所者の多くは、これまでの長期間にわたる隔離などにより、家族や親族などとの関係を断たれ、また入所者自身の高齢化等により、病気が完治した後も社会復帰に向けての様々な困難な問題を抱えている状況です。

このような中、2008年（平成20年）に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」の制定により、ハンセン病患者であった者の福祉の増進や名誉回復等のための措置を講ずることにより、ハンセン病問題の解決の促進を図ることとしました。

HIV感染者やハンセン病回復者等に対する偏見や差別の解消のためには、正しい知識の普及や啓発を推進するとともに、その本人や家族の人権を尊重し、一人ひとりが安心して暮らすことのできる社会づくりのため、次のような取組みを推進します。

（2）推進方針

① 医療に対する正しい知識・認識の推進

疾患に対する正しい知識・認識の普及、学校・職場・地域・家庭が一体となった人権教育・啓発の推進に努めます。

また、診療の目的や内容等について、患者に対して説明する「インフォームド・コンセント」や「セカンド・オピニオン」の普及の取組みや、患者本位の医療促進の推進を図ります。

② HIV感染症に関する正しい知識の促進

HIV感染症やエイズについては、他の感染症とともに若年層での増加がみられ、様々な保健活動を通じてのHIV感染症・エイズに関するチラシの配布、正しい知識の普及・啓発を図るとともに、学校教育の場とも連携を深めながら、予防に関する知識や情報の提供に努めるなど、互いの健康への配慮や人権の尊重など、総合的な視点からの啓発活動の充実に努めます。

③ ハンセン病患者の名誉の回復と正しい知識の促進

ハンセン病については、患者や回復者、その家族・遺族等に対する偏見と差別が一日も早く解消されるとともに、名誉の回復を図り、社会復帰を推進することが重要です。そのためにも、様々な機会を捉え、リーフレットや展示物等を利用し、ハンセン病に対する正しい知識の普及・啓発に努めるとともに、関係機関・関係団体とも積極的に連携し、市民に対する啓発活動を推進します。

8 様々な人権問題

これまで述べてきた重点的に取り組むべき分野別の人権問題のほかにも、次にあげるような人権問題が存在します。

(1) プライバシーをめぐる人権問題

情報社会となった現在では、企業・行政等において、顧客リストやマイナンバー等の個人情報がコンピュータやネットワーク上で、大量に収集・蓄積・利用される中、企業の顧客情報の流出、公的機関等における個人情報の漏えい、戸籍や住民票等の証明書の不正取得などの犯罪によりプライバシーの侵害となる重大な人権問題が発生しています。

このように個人の権利・利益の侵害の危険性が高まったことや国際的な法制定の動向を受けて、国においては、2005年（平成17年）4月に「*63 個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」を施行しました。さらに、2015年（平成27年）9月には、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する「*64 要配慮個人情報」の規定を盛り込んだ改正個人情報保護法が交付されました。

個人情報を守るため企業や公的機関等では、厳格な個人情報の管理を行うとともに、個人においても、戸籍や住民票等の証明書の不正取得を未然に防ぎ抑止力を高めることのできる「*65 本人通知制度」への登録等、一人ひとりが個人情報の保護の重要性を認識し、お互いのプライバシーが尊重されるよう人権教育・啓発に努めます。

(2) 犯罪被害者やその家族の人権問題

犯罪被害者やその家族は、生命を奪われる、身体に傷害を負わされる、財産を奪われるなどの直接的な被害だけではなく、生計者を失うことによる経済的被害や捜査などによる精神的・時間的負担、さらには周囲の人からのいわれのない噂や中傷、マスメディアの報道などによる精神的苦痛などの多くの二次的被害を受けることがあります。

その対策として、2005年（平成17年）には、犯罪被害者やその家族の権利利益の保護を図るため、「犯罪被害者等基本法」が施行され、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等に対する支援が行われるようになりました。

制度面の充実を図るだけでなく、これらの人々の人権が侵害されないようプライバシーの保護など犯罪被害者等への理解を深めるための人権教育・啓発に努めます。

(3) インターネットによる人権侵害

情報化社会の進展に伴いインターネットは、情報の収集や発信、コミュニケーションの手段として、私たちの生活を飛躍的に便利なものにしました。さらに近年、スマートフォン等の情報端末やソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等の急速な発展・普及により、インターネットは大人のみならず子どもたちにとっても身近なものになっています。

このような中、インターネットを悪用した差別的な書き込み、他人への誹謗中傷や

無責任な噂、特定の個人のプライバシーに関する情報の無断掲載など、人権やプライバシーの侵害につながる行為が増加し、これに対する対応のあり方が問われています。

このため、インターネットの利用については、他者や自らを害することがないように情報モラルの向上と大量の情報の中から正しいものを見抜き、間違った情報の拡散や発信を行わない情報リテラシーの向上のための人権教育・啓発に努めます。

(4) 性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）の人権問題

性については、性別を男性と女性の2つとし、異性を恋愛の対象とすることが当たり前という固定観念があり、それ以外の性のあり方に対する理解は十分とは言い難い現実があります。

性同一性障害は、自分の性をどう捉えるかという性自認について、生物学的な性と心理的な性とが一致していないため、社会生活に支障がある状態を言います。2004年（平成16年）施行の「*66 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」では、戸籍上の性別変更が制度化され、2007年（平成20年）の改正により、さらに変更要件が緩和されています。

性的指向は、恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念を言います。異性愛者以外の同性愛者、両性愛者の人々は、少数派であるがために依然として周囲の心ない好奇の目に晒されたり、根強い偏見から差別を受けたりと、大きな悩みや苦しみを抱いているのが現状です。

性自認は、生まれた時の体の性別と違う性で生きると言います。

性についての理解を深め、性的少数者の人権を守るとともに、誰もが自分らしい人生を送ることができる社会の実現をめざして、人権教育・啓発に努めます。

(5) その他の人権問題

① 自死問題

多くの自死（自殺）は、様々な悩みや問題を一人で抱え込むうちに、心理的に追い込まれた末の死です。自死（自殺）に対する社会の偏見や周囲の誤解等によって、自死（自殺）で家族を亡くしたことを周囲に話せず一人で苦しみ孤立してしまう人も少なくありません。

本市では、2009年（平成21年）に自殺対策基本法の理念に基づき、総合的・効果的な自殺予防対策の推進を図ることを目的に、宇佐市自殺予防対策強化推進協議会を設置し、「相談会」と「講演会」の事業を実施することで、不登校やひきこもり、対人関係に問題を抱えている人たちやその家族と個別的な関わりを持つとともに、地域住民をはじめ市民に対し、広く命の尊さや命の大切さを伝えてきました。

今後も関係機関・関係団体とも積極的に連携し、自死（自殺）問題への支援や市民に対する啓発に努めます。

② アイヌの人々の人権問題

アイヌの人々は、北海道から東北にかけて先住していた民族であり、現在におい

でも独自の文化や伝統を有しています。国においては、1997年（平成9年）に「*67 アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が施行され、2008年（平成20年）には国会で、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択されています。しかし、アイヌの人々については、他の人々となお生活実態において格差があることが認められているほか、結婚や就職等における偏見や差別の問題があります。

日本社会が先住民族と共に構成されてきたという認識や理解を深め、アイヌの人々の人権を尊重し、出身や民族による差別のない社会の実現をめざして、人権教育・啓発に努めます。

③ 刑を終えて出所した人の人権問題

刑を終えて出所した人は、更生の意欲があっても、人々の意識の中に根強い偏見や差別意識があり、就職に際しての差別や住居等の確保が困難なことなど、現実には厳しい状況にあります。

刑を終えて出所した人が社会復帰するためには、その人に対する偏見や差別意識を解消するように教育・啓発が必要であるとともに、家族、職場、地域社会などの理解や協力に加え、関係機関との連携を図り社会全体で支援していくことに努めます。

④ ホームレスの人権問題

ホームレスは、何らかの理由で路上生活などを余儀なくされ、心身の健康に不調を来すなど、厳しい生活を送っています。さらに、偏見や差別意識などからホームレスに対する暴行事件や嫌がらせ等の被害も発生するなど人権問題となっています。

ホームレスの社会復帰に向けた自立支援の取組みや差別や偏見をなくすための教育・啓発に努めます。

⑤ 北朝鮮当局に拉致された被害者等の人権問題

1970年代から1980年代にかけ、多くの日本人が北朝鮮当局により拉致されました。

北朝鮮は、2002年（平成14年）9月の日朝首脳会談において、初めて拉致を認め、5名の帰国が実現しましたが、未だ問題の全面的な解決には至っていません。

北朝鮮当局による拉致問題は、国民に対する人権侵害であり、日本の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題です。2006年（平成18年）6月に施行された「*68 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」に基づき、拉致問題及び人権侵害問題の解決のためには、関心と認識を深めていくよう、教育・啓発に努めます。

⑥ 東日本大震災に起因する人権問題

2011年（平成23年）3月11日に発生した東日本大震災は、大津波の発生により東北地方と関東地方の太平洋沿岸に壊滅的な被害をもたらし、未曾有の大災害となりました。また、地震と津波に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所事故により、周辺住民は避難生活を余儀なくされています。

東日本大震災以降、長期間の避難生活を送る被災者への差別等や放射能汚染等の風評等に基づく差別的取扱い等の人権問題が発生しています。

市民一人ひとりが正しい知識を持ち、被災者の気持ちに寄り添い被災者や被災地域の偏見や差別をなくすため、教育・啓発に努めます。

⑦ 人身取引の問題

人身取引（トラフィッキング）は、犯罪組織などによる性的搾取、強制労働等を目的とした重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。

人身取引を根絶するためには、一人ひとりが関心と理解を深めていくことが必要です。

これまでに示したものの以外にも人権問題が存在し、また、社会情勢の変化や地震等の災害などの起因により新たな人権問題が発生する可能性もあります。

本市では、様々な人権問題に対して、あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護を図るため、人権教育・啓発の推進を図っていきます。

第3章 基本計画の推進

この基本計画の目標と基本理念、人権問題の現状と課題を踏まえて、今後の本市における人権教育・啓発の推進方針を次に示します。

1 あらゆる場における教育・啓発

この計画の基本理念である「共生社会の実現」と「人権文化の構築」による人権尊重社会の実現をめざすため、それぞれの課題に対し、市の施策や業務に人権尊重の精神が生かされるよう、分野別施策の方向性と基本方針を明らかにし、市民一人ひとりが、自主的に人権尊重の理解を深め、これを体得することができるよう、学校・地域・家庭・職場など、あらゆる場を通じた人権教育及び人権啓発を推進し、人権意識涵養の多様な機会を提供するよう努めます。

(1) 就学前や学校における教育・啓発

認定こども園、保育所や幼稚園といった教育・保育施設においては、自分と異なる個性を尊重し、異なった環境の中で育ってきた人との違いを認め、互いに関わり合う中で支え合い、自立心を育て豊かな人間関係を築くことのできる子どもを育成する必要があります。その際、家庭や地域との連携を一層深めることが大切です。さらに、保護者に対する「家庭の役割や子育ての重要性の啓発」、「相談体制の充実」など、子育て家庭に対する支援を行うとともに、地域の様々な施設や団体等、地域の教育力を最大限に生かしていく必要があります。そのため、就学前教育においては、一人ひとりの理解を深め、自然体験や社会体験、地域の人々との交流等、豊かな体験活動を通して、幼児の主体的な活動を確保するとともに、集団との関わりの中で人との違いに気づき、思いやりの心や生命を尊重する心等を養っていくことに努めます。

学校教育においては、豊かな人間性を身につけ、人権を尊重する生活や意識の向上、差別を見抜き差別を許さない実践力・行動力を持った児童・生徒を育成することを目的とします。そのため、家庭や地域との連携を深める中で、ボランティア活動や社会体験活動など、人権意識を高める学習を進め、主体的な行動力や豊かな創造力など、「生きる力」を育み、一人ひとりの個性やお互いの人権を認め合う学習を推進します。

また、人権に関わる今日的課題や学校・地域の課題を明らかにし、それらに対応する研修を通じて、教職員等の資質の向上を図り、人権尊重の理念について十分な認識と豊かな人権感覚を備えた人材の育成に努めます。

(2) 地域社会や家庭における教育・啓発

社会教育においては、一人ひとりがお互いの基本的人権を尊重するとともに、自らの生活の中に見られるあらゆる人権・部落差別（同和）問題に関わる課題に気づき、理解し、その解決を図ろうとする意欲と実践力につながる人権意識の醸成が求められています。そのため、社会教育施設や各種団体などでの様々な学習の場の人権尊重の

視点を取り入れ、人権意識の高揚を図ります。

地域や家庭における人権教育では、問題を正しく理解し、その解決を図ろうとする意欲を持った市民を育成することを目的としています。そのため、個人の尊厳を再認識する基本的な社会性を身につけるための人権尊重の理念の普及・啓発に努めます。

また、公民館などの社会教育施設を中心として、地域の実態に即した課題を把握し、自治会単位や婦人会、高齢者学級などへの情報提供や講師派遣などの学習機会の拡充と支援に努め、家庭や学校、地域社会が連携した住民総参加型の教育・啓発に努めます。

(3) 企業における教育・啓発

企業や職域団体においては、宇佐市人権啓発推進協議会の活動を中心に主体的に人権学習や人権に配慮した職場づくりに取り組めるよう支援します。

近年、企業の社会的責任（CSR）という考え方が定着しつつあります。これは、企業の活動において、社会的公正や人権・環境への配慮を組み込み、ステークホルダー（消費者、投資家、取引先、地域社会、従業員といった利害関係者）に対して責任ある行動を取るとともに、説明責任を果たしていくことを求めるという考え方です。

CSRは、企業だけではなく、ステークホルダーにおいても重視されるようになっていきます。無責任な行動を取る企業に対しては強い批判が寄せられ、経営の根幹に大きなダメージを与える場合もあります。このため企業には、「各種ハラスメントの防止」、「障がい者の法定雇用率の達成」、「公正な採用選考の実施」など、あらゆる人権問題を直視し、事業活動のプロセスの中に常に人権への配慮を取り込むことが求められます。

企業における人権問題の取組みについては、国、県と連携を図りながら各種企業・団体を通じ、部落差別（同和）問題をはじめとするあらゆる人権問題の研修機会の確保を働きかけるとともに、企業向けの広報紙やホームページを活用しながら、企業が公正な採用選考等を推進するための人権啓発の充実に努めます。

(4) 特定職業従事者に対する教育・啓発

人権教育・啓発の推進にあたっては、人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の取組みを充実する必要があります。そのため、次のような人権教育・啓発の推進に努めます。

① 市職員

市職員は、職務の遂行にあたり常に人権意識を持って臨むことが求められていることから、すべての職員が全体の奉仕者である公務員として必要な人権感覚を身につけ、自らが啓発する立場にあることを自覚する必要があります。そのため、階層別研修で人権研修を計画的に実施するとともに、各種の人権に対する取組みに積極的に参加し、人権意識の涵養に努めます。また、各職場で人権に対する理解が進むよう職場単位の研修推進者を配置し、人権に関する問題点の抽出やその結果が市の施策に反映できる

よう努めます。

② 教職員等

就学前教育・学校教育において、子どもたちの人権意識を育むために、保育所職員・学校教職員の人権意識の高揚と効果的な人権・部落差別（同和）に関する教育を推進するための実践的指導力の向上を図ります。そのため、保育所職員・学校教職員においては、人権尊重の理念やあらゆる人権問題に対する理解を深めるとともに、人の痛みに気づく豊かな人権感覚の涵養に努めます。

③ 医療関係者

医療現場における患者の人権を尊重し、人権意識の一層の向上に向け、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、理学療法士、作業療法士などの医療関係者に対して、人権意識の高揚を図ることができるように、関係団体と連携して人権啓発の推進に努めます。

④ 福祉保健関係者

福祉や保健の分野で、市民と接する機会の多いケースワーカーをはじめホームヘルパー、ケアマネージャー等の介護サービス関係者、民生委員・児童委員、保健師、家庭児童相談員、母子相談員や社会福祉施設職員などに対して、人権意識の普及・高揚を図ることができるように、人権教育・啓発に努めます。

2 人材の養成と推進環境の整備

人権問題について市民が関心を持ち、考え、取り組むことによって、人権が尊重される社会が実現することから、市民の身近なところでの人権問題に関し、指導し、助言するリーダーやボランティアの活動が必要不可欠となります。地域や民間の諸団体、有識者などとの連携を深め、これらの人材の育成に努めます。

さらに、国や県、各種団体の実施する各種研修会等も活用しながら、人権研修・啓発を企画できる指導者の育成にも努め、こうした人たちが能力を発揮できるよう支援していきます。

3 関係機関・団体等との連携及び市民との協働

この計画を効果的に推進するためには、国や県、関係団体等との連携は不可欠であり、人権関連情報・教材・指導者等、必要な情報の共有について連携していきます。

また、人権を尊重し、共に支え合う豊かな地域社会をつくるためには、ボランティアやNPO・NGOの果たす役割は大きく、行政との協働を推進し、地域における人権問題の解決のため、地域社会を構成する市民や団体との相互協力体制に取り組み、その活動が発展・強化されるよう支援していきます。

4 相談・支援・人権擁護の推進

人権施策を推進していく上で、人権教育・啓発のみならず、相談・支援体制が重要となっています。「人権救済制度の在り方について」の人権擁護推進審議会の答申においても、「相談は適切な助言を通じて、人権侵害の発生や拡大を防止し、本格的な救済手続きへの導入や他の救済に関わる制度等を利用すべきものについては、その紹介・取次による振分け機能を持っている」と、その重要性が指摘されています。

人権侵害を受けた被害者の救済については、最終的には紛争解決手段としての裁判制度のほか、児童虐待、労働問題等の個別の分野における裁判制度を補完する特別な制度により取り組まれてきました。

一方、人権に関する相談・支援は、国においては、法務局の人権擁護委員により行われ、県では、個別課題ごとに相談機関を設置して実施しています。

本市では、毎月、人権擁護委員による人権相談が行われているほか、法務局宇佐支局や人権啓発・部落差別解消推進課、隣保館などで随時人権に関わる相談を受けつけています。

また、女性や子ども、高齢者、障がい者、いじめ、不登校など、それぞれの窓口で県や関係機関と連携して相談や支援業務を行っていますが、人権問題の複雑かつ多様性から、今後、相談機関のネットワーク化や法律やカウンセリングなどの専門的なスタッフの資質向上のための研修に努め、相談・支援体制の充実に努めます。

第4章 計画の推進にあたって

1 推進体制

人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るために、「宇佐市人権施策推進本部」を中心に全庁体制で推進します。

また、推進にあたっては、関係団体等と連携を深め、広く人権教育・啓発の推進が図られるよう働きかけるとともに、積極的な支援に努め、さらに、「宇佐市人権啓発推進協議会」など、幅広く市民から意見を求め、計画の推進に反映します。

2 基本計画の見直し

この基本計画は、社会情勢の変化及び進捗状況を踏まえ、中長期的な計画とし、必要に応じ適宜見直しを行います。

宇佐市人権施策推進本部設置要綱

平成 18 年 4 月 24 日

要綱第 17 号

改正 平成 19 年 3 月 29 日要綱第 6 号、平成 20 年 4 月 21 日要綱第 14 号
平成 24 年 5 月 30 日要綱第 15 号、平成 29 年 9 月 29 日要綱第 13 号
平成 30 年 ○月 ○日要綱第○号（予定）

（設置）

第 1 条 宇佐市人権施策基本計画に係る施策について、本市における連絡調整を図り、総合的かつ効果的な推進に資するため、宇佐市人権施策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本市の人権施策に関する基本的事項に関すること。
- (2) 本市の行う人権施策に関する事業についての連絡及び調整に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、前条の目的達成のため必要な事項。

（組織）

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長、幹事長及び常任幹事をもって組織する。

- 2 本部長には市長を、副本部長には副市長及び教育長を充てる。
- 3 本部長は、推進本部を代表し、その事務を総理する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、本部長があらかじめ指名する副本部長がその職務を代行する。

（会議）

第 4 条 推進本部の会議は、本部長が招集し、本部長がその議長となる。

（幹事会）

第 5 条 第 2 条に掲げる所掌事務を円滑に推進するため、推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長 1 人、副幹事長 1 人、常任幹事及び幹事若干人で組織する。
- 3 幹事長には総務部長を、副幹事長には人権同和啓発課長をもって充て、常任幹事及び幹事は別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 幹事会の会議は、常任幹事会議及び幹事会議とし、必要に応じて幹事長が招集し、幹事長がその議長となる。ただし、幹事会議は、年一回以上開催するものとする。
- 5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 6 幹事長は、必要があると認めるときは、常任幹事会議に議事に関係のある幹事の出席を求め意見を聴くことができる。

（庶務）

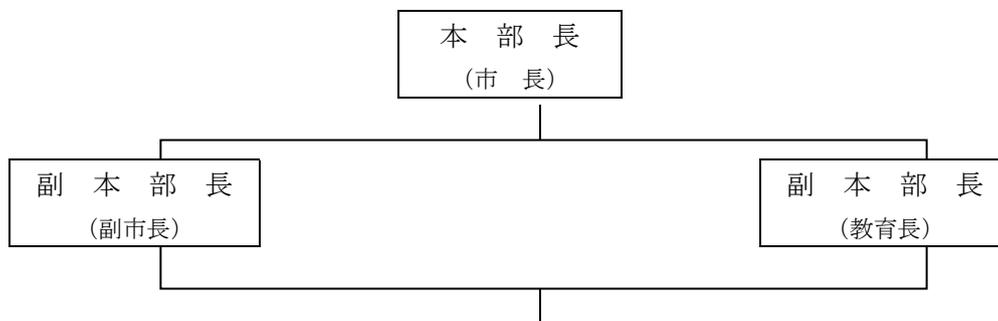
第 6 条 推進本部及び幹事会の庶務は、総務部人権啓発・部落差別解消推進課において処理する。

（補則）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関して必要な事項は、本部長が定める。

別表（第5条関係）

宇佐市人権施策推進本部組織図



幹 事 会					
幹 事 長		総務部長			
副幹事長		人権啓発・部落差別解消推進課			
常任幹事		市民生活部長	福祉保健部長	経済部長	建設水道部長
		安心院支所長	院内支所長	教育次長	会計管理者
		議会事務局長	消防長		
幹 事	総 務 部	総務課長	秘書広報課長	企画財政課長	情報統計課長
		契約管財課長	危機管理課長		
	市民生活部	市民課長	税務課長	生活環境課長	清掃事業局長
		清掃事業局 業務第一課長	清掃事業局 業務第二課長	宇佐・高田・国東広 域事務組合事務局長	
	福祉保健部	健康課長	福祉課長	子育て支援課長	介護保険課長
		介護保険等認定 審査会事務局長			
	経 済 部	農政課長	耕地課長	林業水産課長	商工振興課長
		観光まちづくり課長	文化・スポーツ振興課長		
	建設水道部	土木課長	都市計画課長	建築住宅課長	上下水道課長
	安心院支所	地域振興課長	市民サービス課長	産業建設課長	
	院 内 支 所	地域振興課長	市民サービス課長	産業建設課長	
	教育委員会	教育総務課長	学校教育課長	社会教育課長	図書館長
		学校給食課長			
	外 局	出納事務局長	選挙管理委員会 事務局書記長	監査委員事務局長	農業委員会事務局長
消 防 本 部	総務課長	予防課長	警防課長	宇佐消防署長	
	消防課長	南部分署長			

「用語解説」

*1. 世界人権宣言

世界人権宣言は、人権および自由を尊重し確保するために、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言したものであり、人権の歴史において重要な地位を占めている。1948年12月10日に第3回国連総会において採択された。なお、1950年の第5回国連総会において、毎年12月10日を「人権デー」として、世界中で記念行事を行うことが決議された。

資料 1 ページ参照

*2. 人権教育のための国連10年

第二次大戦の惨禍に対する反省から、国連は人権を平和の基礎と位置づけ、国際社会で共有すべき人権基準づくりに取り組みました。しかし冷戦下においては、それを普及することは容易ではありませんでした。米国とソ連を核とした東西イデオロギーの対立が大きく影を落としてきたからです。

こうした状況を乗り越えて、国際社会において「人権」を積極的に普及することが可能になったのは、1989年の冷戦が終わってからのことです。国際社会でもイデオロギーの対立を越えて、人権が普遍的かつ不可分なものであり、相互依存的事であることが1993年にオーストラリアのウィーンで開催された世界人権会議において再確認されました（「ウィーン宣言および行動計画」）。また、この会議で、民主主義的な価値を育て、人権と基本的自由の尊重を強めるための人権教育の重要性が触れられ、「人権教育のための国連10年」（United Nations Decade for Human Rights Education）を求める決議を行いました。これを受けて国連は、1995年から2004年までを「人権教育のための国連10年」とすることを決議した。

*3. 障害者の権利に関する条約

障害者権利条約は、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める条約。

この条約の主な内容としては、(1) 一般原則（障がい者の尊厳・自律及び自立の尊重・無差別・社会への完全かつ効果的な参加及び包容等）、(2) 一般的義務（合理的配慮の実施を怠ることを含め、障がいに基づくいかなる差別もなしに、すべての障がい者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進すること等）、(3) 障がい者の権利実現のための措置（身体的自由・拷問の禁止・表現の自由等の自由権的権利及び教育・労働等の社会権的権利について締約国がとるべき措置等を規定。社会権的権利の実現については漸進的に達成することを許容）、(4) 条約の実施のための仕組み（条約の実施及び監視のための国内の枠組みの設置。障がい者の権利に関する委員会における各締約国からの報告の検討）となっている。

障害者権利条約は、2006年12月13日に国連総会において採択され、2008年5月3日に発効した。

*4. 人権教育及び研修に関する国連宣言

国連総会は、人種、性別、言語、宗教に関わらず、すべての人の、すべての人権と基本的自由を尊重することを促進し、奨励するという、国連憲章の目的と原則をあらためて確認し、すべての個人、社会のあらゆる機関が、人権と基本的自由の尊重を促進するための教育と学習に努力しなければならないことをあらためて確認。

*5. 日本国憲法

資料 3 ページ参照

*6. 同和対策審議会答申

資料 7 ページ参照

*7. 同和対策事業特別措置法

資料 9 ページ参照

*8. 人権擁護施策推進法

人権の擁護に関する施策を推進するための法律。5年の時限立法で改正・延長された「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（地対財特法）が、1997年（平成9年）3月に期限切れになるのと入れ替わりに、1996年12月に制定された（平成8年法律第120号）。5年の時限立法。

*9. 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

資料 11 ページ参照

*10. 児童の虐待防止等に関する法律

資料 13 ページ参照

*11. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

資料 15 ページ参照

*12. 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

資料 16 ページ参照

*13. 犯罪被害者等基本法

資料 17 ページ参照

*14. ハンセン病問題の解決の促進に関する法律

資料 19 ページ参照

***15. 生活困窮者自立支援法**

資料 20 ページ参照

***16. いじめ防止対策推進法**

資料 21 ページ参照

***17. 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律**

資料 23 ページ参照

***18. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律**

資料 25 ページ参照

***19. ヘイトスピーチ解消法**

資料 28 ページ参照

***20. 部落差別の解消の推進に関する法律**

資料 30 ページ参照

***21. 大分県人権尊重社会づくり推進条例**

資料 31 ページ参照

***22. 障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例**

障がいのある人に対する県民の理解を深め、及び障がいを理由とする差別の解消を図るための施策に関し、基本原則を定め、県及び県民の責務を明らかにするとともに、障がいを理由とする差別の解消を図るための施策の基本的な事項を定めることにより、すべての県民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現し、もって誰もが安心して心豊かに暮らせる大分県づくりに資することを目的とする。

***23. 宇佐市における部落差別等を撤廃し人権を擁護する条例**

資料 34 ページ参照

***24. 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律**

資料 35 ページ参照

***25. 地域改善対策協議会の意見具申**

資料 38 ページ参照

***26. 女子差別撤廃条約**

男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃す

ることを基本理念としている。具体的には、「女子に対する差別」を定義し、締約国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求めている。

本条約は、1979年（昭和54年）の第34回国連総会において採択され、1981年（昭和56年）に発効した。日本は1985年に締結した。

*27. ナイロビ将来戦略

1990年（平成2年）5月、国連経済社会理事会において1995年（平成7年）に世界女性会議を開催することを国連総会に勧告する決議（国連総会により支持された）がなされるとともに、ナイロビ将来戦略の見直しと評価が行われ、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」（ナイロビ将来戦略勧告）が採択され、1990年代においてナイロビ将来戦略の実施のペースを早めることが求められた。

同勧告は、「政府、政党、労働組合、職業団体、その他の代表的団体は、それぞれ西暦2000年までに男女の平等参加を達成するため、指導的地位に就く婦人の割合を、1995年までに少なくとも30%にまで増やすという目標を目指し、それらの地位に婦人を就けるための募集及び訓練プログラムを定めるべきである」との数値目標を設定している。

*28. ウィーン宣言

東西冷戦後の1993年（平成5年）6月25日にウィーンにて「世界先住民族年」を踏まえて開催された世界人権会議により採択された、世界のあらゆる人権蹂躪に対処するための、国際人権法や国際人道法に関する原則や国連の役割、すべての国々に対する要求を総括した宣言及び行動計画である。この宣言及び行動計画は、同年7月12日に国連総会にて承認され、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）が設置されることとなった。また、新たな国際人権条約や国連ミレニアム宣言の成立の発端ともなった。

*29. リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

「性と生殖に関する健康と権利」。女性が身体的、精神的、社会的に良好な状態であることや性生活、出産に関し当事者である女性の自己決定を尊重する考え。女性の健康と安全を重視する。

*30. 北京宣言・行動要領

1995年（平成7年）の北京での第4回世界女性会議で採択。特に優先的な行動を必要とする〈貧困・教育・健康・女性に対する暴力・武装紛争下の女性・経済・意思決定・女性の地位向上のための機構・女性の人権・メディア・環境・少女〉という12の重大問題領域についての戦略目標と、各国政府や国際機関、NGOが取るべき行動などを明記しており、各国は実施に向けて国内行動計画を策定することを義務づけられた。

*31. 国内行動計画

1975年（昭和50年）にメキシコ会議で採択された「世界行動計画」に基づき、わが国でも1977年（昭和52年）に政府が国内行動計画を策定した。

憲法の定める男女平等の原則に基づき、女性が男性と同等に国民的権利を享受し、「国民生活のあらゆる領域に男女両性が共に参加、貢献することが必要」との基本的な考え方に立って、それを可能にする社会環境の形成について課題を挙げている。

*32. 男女雇用機会均等法

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図ることを目的としている。2007年（平成19年）4月の改正施行により、転勤経験を昇進の要件とすることや、一定の身長・体重・体力を採用の要件とするなどの間接差別、また、妊娠や出産を理由とした配置転換など、労働者にとって不利益な処遇が禁止されている。さらに事業主には、妊娠中や出産後の女性労働者に対して、時差出勤や勤務時間の短縮など母性健康管理措置が義務づけられ、そうした措置が講じられない場合は、企業名の公表の対象となるなどとされている。

*33. 男女共同参画2000年プラン

「男女共同参画社会の形成の促進に関する西暦2000年までの国内行動計画」の副題がつく。

重点目標として、男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、女性に対するあらゆる暴力の根絶、メディアにおける女性の人権尊重、生涯を通じた女性の健康支援を新たに掲げ、ポジティブ・アクションの検討・奨励、セクシャル・ハラスメントの防止対策、リプロダクティブ・ヘルス/ライツなどが盛り込まれ、推進のための基本法の検討など、2000年（平成12年）までに取り組むべき施策がまとめられている。

*34. 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにするとともに、その方向性を示し、国・地方公共団体、国民が男女共同参画社会の形成に関する取組みを総合的かつ計画的に推進するために制定。1999年（平成11年）6月23日施行。

*35. ストーカー行為等の規制等に関する法律

ストーカー行為を処罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穩に資することを目的とする法律。

*36. DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。

被害者が男性の場合もこの法律の対象となるが、被害者は、多くの場合女性であることから、女性被害者に配慮した内容の前文が置かれている。

*37. 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約。18歳未満を「児童(子ども)」と定義し、国際人権規約(第21回国連総会で採択・1976年(昭和51年)発効)が定める基本的人権を、その生存、成長、発達の過程で特別な保護と援助を必要とする子どもの視点から詳説。前文と本文54条からなり、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定している。1989年(平成元年)の第44回国連総会において採択され、1990年(平成2年)に発効した。日本は1994年(平成6年)に批准した。

*38. 児童憲章

資料 41 ページ参照

*39. 児童福祉法

児童の出生・育成が健やかであり、かつ、その生活が保障愛護されることを理念とし、児童保護のための禁止行為や児童福祉司・児童相談所・児童福祉施設などの諸制度について定めた法律。1947年(昭和22)制定。1997年(平成9)改正。

*40. 教育基本法

資料 42 ページ参照

*41. 児童ポルノ禁止法

性的虐待や性的搾取から児童(18歳未満)を保護することを目的に、児童買春の周旋・勧誘をした者や「児童ポルノ」の制作者・提供者等への罰則を定めた法律。正式名称は、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」で、1999年(平成11年)5月に制定された。「児童ポルノ」とは、児童を対象とした性交やその類似行為、性欲を興奮・刺激させる児童の姿態が視覚認識できる方法で描写されたもの(写真や電磁的記録)をいう。2004年(平成16年)の改定で、罰則が強化されている。

*42. 武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する選択議定書

武力紛争における関与から児童を一層保護するため、18歳未満の自国の軍隊の構成員が敵対行為に直接参加しないこと、自国の軍隊に志願する者の採用についての最低年齢を引き上げること等について定めるもの。

*43. 児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書

性的搾取等から児童を保護するため、児童の売買、児童買春及び児童ポルノに係る一定の行為の犯罪化、裁判権の設定、犯罪人引渡し、国際協力等について定めるもの。

*44. インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律

出会い系サイトの利用に起因する児童買春その他の犯罪から児童を保護することで児童の健全な育成に資することを目的としている。また、総則において、出会い系サイト等の運営者・保護者の責務・国及び地方公共団体それぞれの責務を定める。

*45. 子どもの貧困対策の推進に関する法律

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とした法律。

*46. 高齢者のための国連 5 原則

1991 年に国連総会で採択された。高齢者の自立・参加・ケア・自己実現・尊厳の 5 つを基本原理とし、各国政府が自国プログラムに組み入れるよう奨励した。

*47. 長寿社会対策大綱

わが国における人口の高齢化及び長寿化は、極めて急速に進展し、高度成長期以降の経済社会の変化とあいまって広範な影響を及ぼしつつある。21 世紀初頭の長寿社会において、長期化した生涯を通じて国民の活力を發揮し、経済社会の活力を維持するとともに国民生活の安定向上を図るためには、人生 50 年時代に形成された既存の諸制度、諸慣行を見直し、人生 80 年時代にふさわしい経済社会システムに転換する必要がある。このため、長寿社会対策を推進し、人生 80 年時代にふさわしい経済社会システムの構築を図るものとする。

*48. 高齢社会対策大綱

戦後の経済成長による国民の生活水準の向上や、医療体制の整備や医療技術の進歩、健康増進等により、平均寿命を延伸させ、長寿国のフロントランナーとなった。

しかしながら、人口縮減に伴い、世界に前例のない速さで高齢化が進み、世界最高水準の高齢化率となり、世界のどの国もこれまで経験したことのない超高齢社会を迎えているため、高齢社会対策基本法第 6 条の規定に基づき、政府が推進すべき基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針として定めたもの。

*49. 高齢者保健福祉推進 10 か年戦略（ゴールドプラン）

厚生省と労働省の 1988 年の「長寿・福祉社会を実現するための施策の基本的考え方と目標について」を踏まえたもの。ゴールドプランでは、10 年間で 6 兆円以上を投じて、特別養護老人ホーム整備、ホームヘルパー・デイサービス・ショートステイの整備による在宅福祉対策などを進めるとされた。

*50. ゴールドプラン 21

ゴールドプラン 21 は、大蔵大臣・厚生大臣・自治大臣によって合意され、1999 年 12 月に

発表された計画。

ゴールドプラン 21 は、高齢者が「健康で生きがいをもって社会参加できる社会」を謳い、具体的施策として「いつでもどこでも介護サービス」「高齢者が尊厳を保ちながら暮らせる社会づくり」「ヤング・オールド（若々しい高齢者）作戦」の推進「支え合うあたたかな地域づくり」「保健福祉を支える基礎づくり」など、介護サービスの基盤整備と生活支援対策などが定められた。

*51. 介護保険法

1997 年（平成 9 年）12 月 17 日法律第 123 号。

要介護者（同法 7 条 3 項）等について、介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定めることを目的とする法律。

*52. ノーマライゼーション

障がい者や高齢者が他の人々と等しく生きる社会・福祉環境の整備、実現を目指す考え方。

*53. 障害者基本法

1970 年（昭和 45 年）5 月 21 日法律第 84 号。

障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障がい者の福祉を増進することを目的として制定。

*54. 高齢者、身体障害者が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律

1994 年（平成 6 年）6 月 29 日法律第 44 号。

高齢者、障がい者等が円滑に利用できる建築物の建築の促進のための措置を講ずることにより建築物の質の向上を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的としたもの。

具体的には、鉄道駅や百貨店、ホテルなどといった、不特定多数の人の出入りする公共的な建築物について、高齢者や障がい者等の社会的弱者への対応を、建築物の所有者について義務付けるもの。

*55. 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律

2000 年（平成 12 年）5 月 17 日法律第 68 号。

通称「交通バリアフリー法」とは、公共交通機関の駅あるいは乗り物等をバリアフリーにすべく制定された法律。

*56. 発達障害者支援法

2004 年（平成 16 年）12 月 10 日法律第 167 号。

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥・多動性障害等

の発達障害を持つ者に対する援助等について定めた法律。

*57. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）

2006年（平成18年）6月21日法律第91号。

高齢者、障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性に鑑み、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする法律。

*58. 障害者自立支援法

2005年（平成17年）法律第123号。

障がい者及び障がい児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。

*59. 障害者総合支援法

障がい者や障がい児、難病患者が、地域社会において、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい生活を営むために、福祉サービスの給付や地域での生活支援に関わる人材育成などの総合的な支援を行うことを定めた国の法律。正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。

2005年に制定、06年に施行された障害者自立支援法が、12年に改正・改題された法律で、13年、14年と段階的に施行された。法律の附則で、施行後3年をめどに検討を行うと規定されたため、15年から厚生労働省の社会保障審議会で本格的な見直しが行われ、16年5月に改正法が成立した。改正法は、18年4月から施行される。

障害者総合支援法の前身である障害者自立支援法では、それまで障がいの種類ごとに異なっていた福祉サービスを一元化することを定めたが、利用者の費用負担が増えたことなどから障がい者団体が反発し、各地で訴訟が起こるなどした。このため、国は障がい者団体と協議しながら改正案を作成した。

障害者総合支援法では、次に挙げる点などが、障害者自立支援法から改正されている。(1)支援対象を見直し、これまでの身体、知的、精神障害者に加えて難病患者を追加(対象の難病は、当初は130疾患、その後徐々に増え、16年4月現在で332疾患)、(2)心身の状態に配慮して障害の程度を判断し、必要な支援を示す「障害支援区分」を創設、(3)重度訪問介護の対象を拡大し、共同生活介護(ケアホーム)を共同生活援助(グループホーム)に一元化、(4)福祉サービスなどの提供体制を確保する基盤の計画的整備。

更に、16年に成立した改正法には、65歳を機に介護保険サービスへ移行する障がい者の自己負担軽減や、自立支援や就労定着支援などの拡充、外出が難しい障がい児の自宅を訪問して発達支援をするサービスの新設などが盛り込まれた。

*60. ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計。

*61. 癩予防ニ関スル件

資料 17 ページ参照

*62. らい予防法

1907年（明治40年）の法律「癩（らい）予防に関する件」から始まったハンセン病患者の隔離政策を踏襲した法律。1996年（平成8年）の廃止まで患者の強制隔離等の規定が残った。

*63. 個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）

この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

*64. 要配慮個人情報

改正個人情報保護法（以下「改正法」という。）においては、慎重な取扱いを要する個人情報を要配慮個人情報として新たに類型化し、本人同意を得ない取得を原則として禁止するとともに、本人が明確に認識できないうちに個人情報が第三者へ提供されることがないようにするため、オプトアウト手続による第三者提供を認めないこととしている。

改正法において、要配慮個人情報とは、「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報」とされており、政令で定めるべき事項について検討する必要がある。

*65. 本人通知制度

住民票の写しや戸籍謄本は本人や同一世帯の住民以外でも裁判や相続分野の手続きに使うなどの正当な理由があれば交付される。しかし行政書士や司法書士らによる不正取得が全国で相次ぎ、事件化される事例も出ている。こうした事態を受け、大阪府大阪狭山市が2009年に全国で初めて制度をつくった。事前に制度に登録した人の情報を第三者が取得すると本人に通知

する「登録型」と、事件化されるなどして不正取得が発覚した場合に通知する「告知型」の 2 種類がある。

***66. 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律**

資料 50 ページ参照

***67. アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律**

アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化（以下「アイヌの伝統等」という。）が置かれている状況に鑑み、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発（以下「アイヌ文化の振興等」という。）を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的とする法律。

***68. 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律**

この法律は、2005 年（平成 17 年）12 月 16 日の国際連合総会において採択された北朝鮮の人権状況に関する決議を踏まえ、我が国の喫緊の国民的な課題である拉致問題の解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題であることに鑑み、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、及びその抑止を図ることを目的とする。